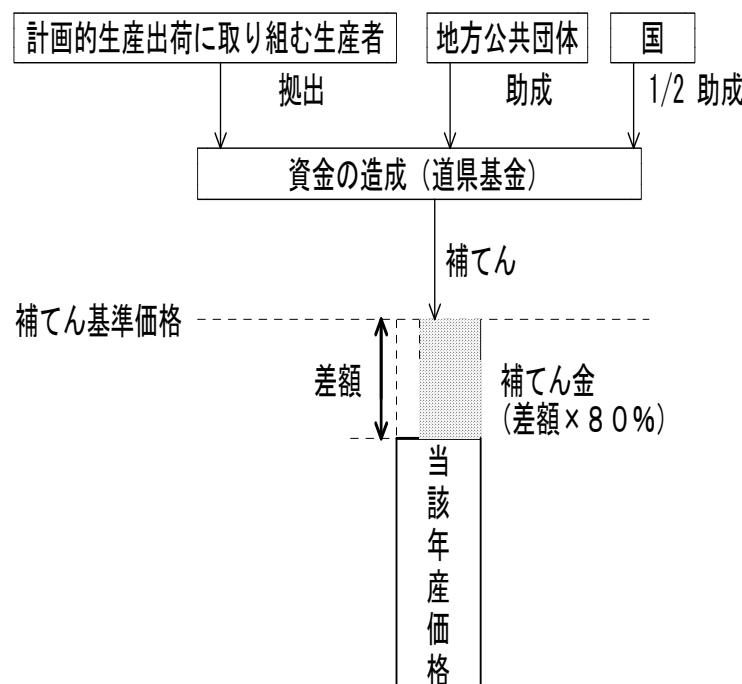


〔旧〕果樹経営安定対策（平成13年～平成18年）を廃止した経緯

（対策の実施を通じて顕在化した課題）

- 高品質果実の生産・販売に努力している産地にとってのメリット感が少なく、加入率も低下。
 - ・補てん基準価格の算定にあたり、卸売価格は県単位で設定せざるを得ないため、県内の産地や生産者の格差が反映されない。
 - ・低品質のため低価格で販売される果実も補てん対象果実となるため、販売環境を悪化させる原因となる。
- 対策加入者からも前向きな取組を行う生産者への助成対策への転換を望む声が多く、果樹農業振興基本方針において、現行対策への移行方針を明記（17年3月）。

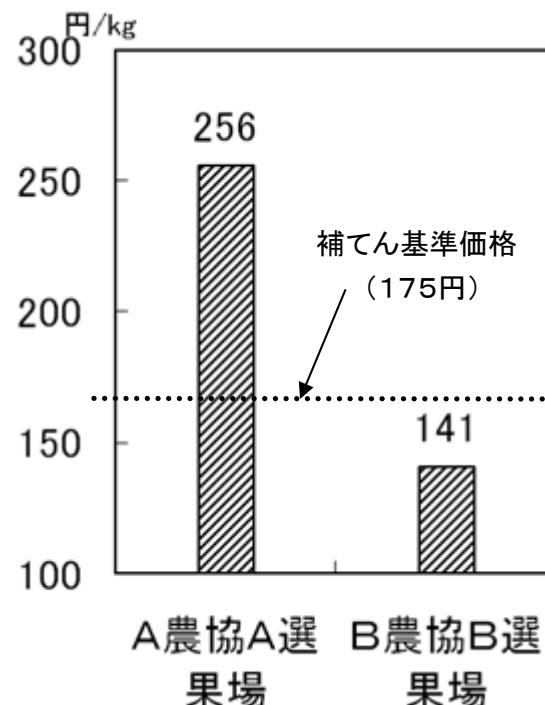
〔旧〕果樹経営安定対策の概要



- ・補てん額 = (補てん基準価格 - 当該年産価格) × 補てん率 (80%)
- ・補てん基準価格 = 過去6年間の各年産価格の平均 × (1 - 変動係数)

16年産みかん販売価格の産地間比較

(C県の事例)



＜A農協A選果場：高品質果実生産により販売価格が高い産地＞

みかん販売価格(16年産)	256 円/kg
果樹経営安定対策加入率	29 %

注：加入率はA農協全体の加入率を示す。

- ・高品質果実生産に積極的で、販売価格が補てん基準価格を大きく上回っている産地の加入率は低い。

＜B農協B選果場：販売価格が安い産地＞

みかん販売価格(16年産)	141 円/kg
果樹経営安定対策加入率	99 %

注：加入率はB農協全体の加入率を示す。

- ・販売価格が補てん基準価格を下回っている産地の加入率は高い。

○果樹経営安定対策事業における補てん金交付実績(国費負担額)

うんしゅうみかん

府県名	13年産	14年産	15年産	16年産	17年産	18年産	合計
神奈川	37,074	37,143	0	0	8,203	0	82,420
静岡	797,650	477,755	0	0	317,482	0	1,592,887
愛知	102,036	101,124	35,052	0	—	—	238,212
三重	6,688	0	0	0	13,158	0	19,846
大阪	4,893	2,650	—	—	—	—	7,543
和歌山	966,054	749,998	486,459	0	315,859	0	2,518,371
広島	418,364	22,434	282,034	0	270,719	0	993,551
山口	100,327	28,519	83,587	0	32,634	0	245,067
徳島	20,833	0	0	0	1,877	0	22,711
香川	64,619	21,960	46,506	0	29,473	0	162,558
愛媛	1,467,475	0	410,314	0	147,317	0	2,025,106
高知	7,880	3,343	0	0	4,209	0	15,432
福岡	254,295	14,140	123,630	0	58,447	0	450,512
佐賀	536,997	211,414	25,624	0	117,770	0	891,805
長崎	353,566	0	0	0	35,848	0	389,414
熊本	648,254	0	260,047	0	448,099	0	1,356,399
大分	56,893	15,233	19,762	0	10,722	0	102,610
宮崎	43,438	0	4,214	11,469	10,222	0	69,344
鹿児島	25,080	0	3,924	4,584	9,311	0	42,898
全国計	5,912,416	1,685,713	1,781,151	16,053	1,831,351	0	11,226,685

りんご

道県名	13年産	14年産	15年産	16年産	17年産	18年産	合計
北海道	0	3,564	0	0	850	0	4,414
青森	1,605,036	1,614,338	0	0	0	0	3,219,375
岩手	—	—	0	0	0	0	0
秋田	31,596	38,680	0	0	0	0	70,276
山形	0	54,939	0	0	0	0	54,939
長野	0	228,806	0	0	0	0	228,806
全国計	1,636,632	1,940,328	0	0	850	0	3,577,810

注:1. 果樹経営安定対策事業の対象はうんしゅうみかん及びりんごである。

2. 数値は国庫負担額で、国の負担割合は1/2以内である。

3. 事業に加入していない場合は「—」とした。

4. 四捨五入の関係で合計が計と一致しないことがある。

5. うんしゅうみかんについては、16年及び18年はうら年であることに加え、台風(16年)、低温(18年)の影響により生産量が減少し、卸売価格が平年に比べ高くなつた。

6. りんごについては、13年、14年を除き、需給バランスがとれた状態であり、卸売価格が堅調であった。

○うんしゅうみかん+りんごの補てん金交付状況

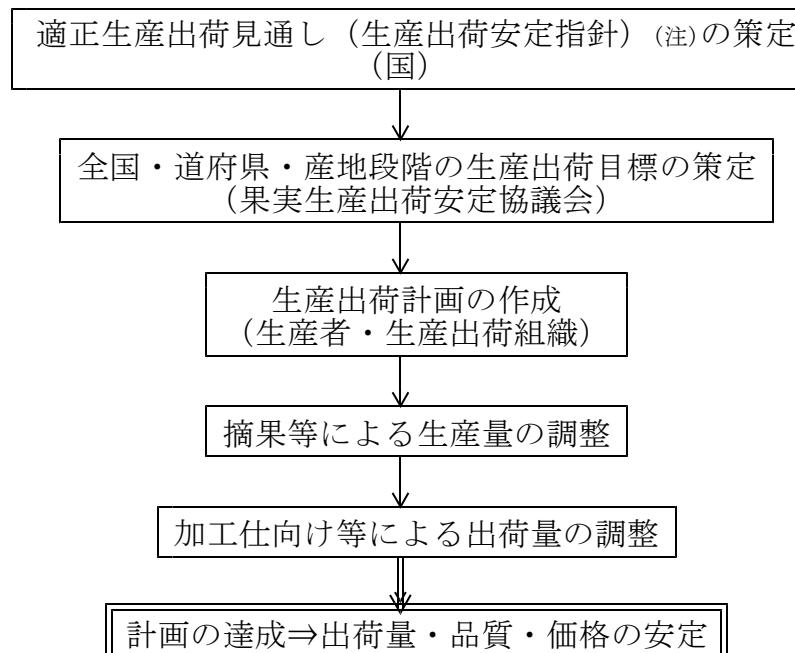
みかん+りんご	7,549,048	3,626,042	1,781,151	16,053	1,832,201	0	14,804,495
---------	-----------	-----------	-----------	--------	-----------	---	------------

担い手の経営改善対策について（平成16年度の果樹部会資料より抜粋）

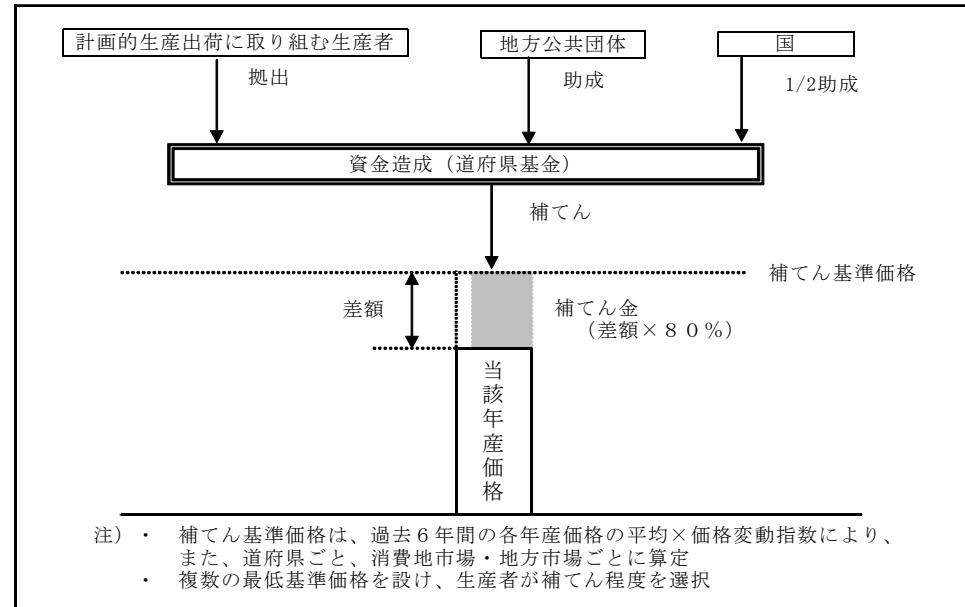
（1）需給調整・経営安定対策の概要

- 13年度から、生産量・品質の変動により価格が不安定なうんしゅうみかん及びりんごを対象に、産地・生産者による生産出荷計画の作成、摘果等による生産量の調整等の需給調整の強化を前提に、需給調整対策の取組が行われた場合においてもなお価格が大きく低下した時に育成すべき果樹生産者の経営安定を図るため、経営安定対策を実施している。

○需給調整対策の流れ



○経営安定対策の仕組み



（注）生産出荷安定指針は、予想生産量が全国の適正生産量の原則として10%以上上回る場合に策定。

(2) 経営安定対策の現状

- うんしゅうみかん及びりんごの卸売価格は、消費低迷に加え、特定時期の出荷集中、気象条件による品質低下により価格が低迷し、うんしゅうみかんについては3年連続、りんごについては13、14年産において補てん金が交付された。
- 気象条件により、やむを得ない品質低下により価格格差が生じた場合もあるが、反面、毎年補てん対象となる県もある。

○ 13年産果実の経営安定対策の補てん金交付額

		当該年産 価 格	補 てん 基準価格	交 付 額	1農家当た り交付額	備 考
み か ん	全 国		円/kg	円/kg	億円	千円
	静 岡	161	205	16	296	対策加入県 19府県 補てん対象県 19府県
	和歌山	135	185	19	387	
	愛 媛	142	190	29	290	
	福 岡	129	155	5	326	
	佐 賀	125	155	11	303	対策加入県 5道県 補てん対象県 2道県
	長 崎	134	160	7	234	
	熊 本	138	165	13	471	
	全 国			33	436	
	青 森	204	245	32	483	
り ん ご	山 形	216	205	—	—	対策加入県 5道県 補てん対象県 2道県
	長 野	262	250	—	—	

○ 15年産果実の経営安定対策の補てん金交付額

		当該年産 価 格	補 てん 基準価格	交 付 額	1農家当た り交付額	備 考
み か ん	全 国		円/kg	円/kg	億円	千円
	静 岡	197	185	—	—	対策加入県 18県 補てん対象県 12県
	和歌山	145	160	10	171	
	愛 媛	153	175	8	129	
	福 岡	126	145	2	187	
	佐 賀	143	145	1	18	対策加入県 6道県 補てん対象県 0道県
	長 崎	154	150	—	—	
	熊 本	134	155	5	259	
	全 国			—	—	
	青 森	254	230	—	—	
り ん ご	山 形	202	200	—	—	対策加入県 6道県 補てん対象県 0道県
	長 野	293	265	—	—	
	(注1)	236	225	—	—	

資料：農林水産省果樹花き課調べ

注：長野県は、上段が8～10月、下段が11～2月の期間区分のものを記載。

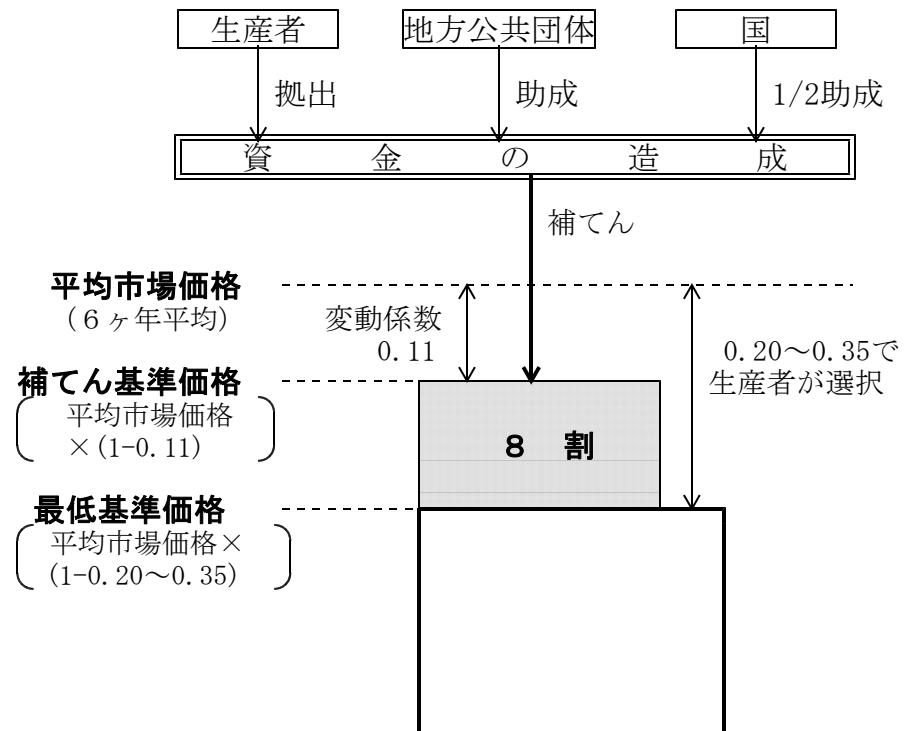
○ 14年産果実の経営安定対策の補てん金交付額

		当該年産 価 格	補 てん 基準価格	交 付 額	1農家当た り交付額	備 考
み か ん	全 国		円/kg	円/kg	億円	千円
	静 岡	186	205	10	187	対策加入県 19府県 補てん対象県 12府県
	和歌山	148	185	15	330	
	愛 媛	202	190	—	—	
	福 岡	153	155	0.3	20	
	佐 賀	140	155	4	133	対策加入県 5道県 補てん対象県 5道県
	長 崎	162	160	—	—	
	熊 本	166	165	—	—	
	全 国			39	219	
	青 森	206	245	32	469	
り ん ご	山 形	174	205	1	67	対策加入県 5道県 補てん対象県 5道県
	長 野	238	250	5	55	

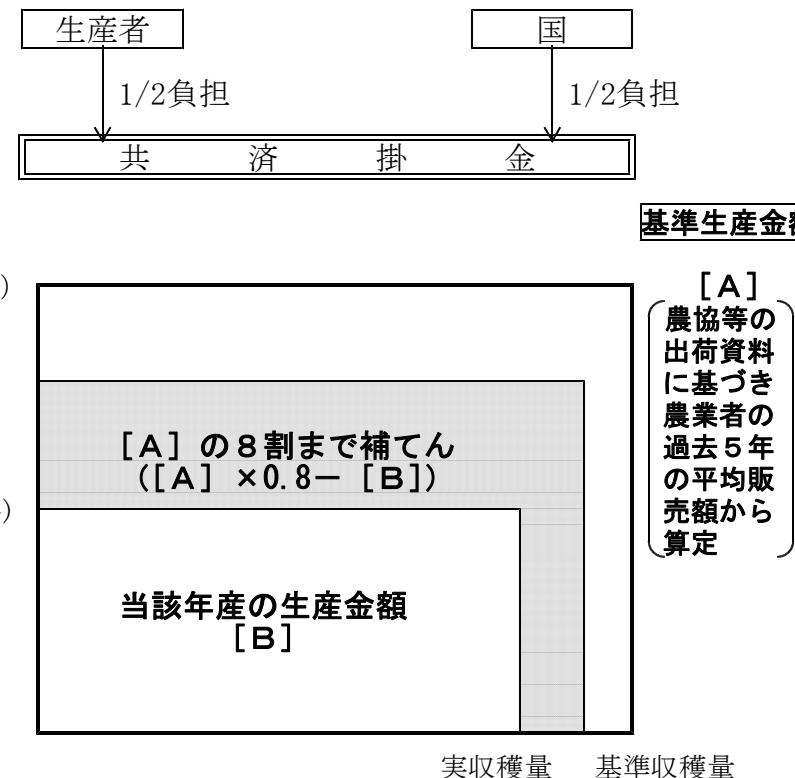
(3) 果樹経営安定対策と果樹共済(災害収入共済方式)の比較

- 経営安定対策は、これまで価格低迷による収入低下に応える上で一定の成果を上げている。
- 一方、果樹共済(災害収入共済方式)は、気象災害による品質低下や減収により収入低下した場合に、収入減の補てんを行い、果樹経営を安定させている。

経営安定対策



果樹共済(災害収入共済方式)



- ・ 補てん基準価格 = 平均市場価格(6年平均) × 価格変動指数
[補てん基準価格は県ごとに設定]
- ・ 価格変動指数：過去10年の価格変動から、通常発生する価格変動を算定

- ・ 農業者ごとの販売実績を反映して基準生産金額を設定
- ・ 平成15年の制度改正（地域指定制を廃止）
- ・ 補てんを受けず、団体等に剩余がある場合、無事戻し制度あり

(4) 経営安定対策と果樹共済（災害収入共済方式）の検証

- 平均的な農業者モデルを前提とし、両制度の過去の実績に基づき試算したところ、うんしゅうみかんでは広島県、愛媛県及び佐賀県の3県では経営安定対策の拠出金と果樹共済（災害収入共済方式）の掛金に大きな差は見られないが、熊本県ではその差が大きく、経営安定対策の拠出金が果樹共済（災害収入共済方式）の掛金を上回っている。一方、りんごでは、果樹共済の掛金が経営安定対策の拠出金を若干上回っている。
- 経営安定対策の補てん金と果樹共済（災害収入共済方式）の共済金を比較すると、果樹共済の共済金支払いは災害による収穫量の減収及び生産金額の減少が前提となるが、広島県を除く3県では経営安定対策の補てん金よりも多額の共済金が支払われている。また、りんごについても同様の傾向が見られる。

○ うんしゅうみかんの経営安定対策拠出金と果樹共済（災害収入共済方式）の掛金の比較（試算）

	経営安定対策 拠出金	果樹共済 掛金
広島県	万円 6 (4%)	万円 4 (2%)
愛媛県	12 (4%)	15 (4%)
佐賀県	3 (2%)	4 (3%)
熊本県	22 (4%)	13 (2%)

注: 1 経営安定対策の拠出金は、拠出金実績を基に試算。
果樹共済の共済掛金は当該県の平均掛金率を用いて試算。
2 () 内は1戸当たり生産金額に占める割合。

○りんごの経営安定対策拠出金と果樹共済（災害収入共済方式）の掛金の比較（試算）

	経営安定対策 拠出金	果樹共済 掛金
青森県	万円 11 (2%)	万円 16 (3%)

注: 1 経営安定対策の拠出金は、拠出金実績を基に試算。
果樹共済の共済掛金は青森県相馬村の掛金率を用いて試算。
2 () 内は1戸当たり生産金額に占める割合。

○果樹共済（災害収入共済方式）について

- ・ 当該農家のあらかじめ設定した出荷量が気象災害による品質低下等により減収した場合にのみ、当該農家の収入の減少（販売実績を反映して基準となる生産金額を農家ごとに設定）に対して、その補てんを行う制度で、保険収支を20年で均衡するよう設計。
- ・ 共済金は、年ごとの被害の発生態様（災害の種類、時期、範囲、深度等）により変動。

○ うんしゅうみかんの経営安定対策補てん金と果樹共済（災害収入共済方式）の共済金の比較（試算）

	経営安定対策 補てん金	果樹共済 共済金
広島県	万円 9 (5%)	万円 7 (4%)
愛媛県	9 (3%)	24 (7%)
佐賀県	2 (2%)	9 (7%)
熊本県	18 (3%)	56 (10%)

注: 1 経営安定対策の補てん金は契約数量に補てん金単価を乗じて試算。
果樹共済の共済金は当該県の被害率を基に試算。
2 () 内は1戸当たり生産金額に占める割合。

○りんごの経営安定対策補てん金と果樹共済（災害収入共済方式）の共済金の比較（試算）

	経営安定対策 補てん金	果樹共済 共済金
青森県	万円 19 (3%)	万円 38 (7%)

注: 1 経営安定対策の拠出金は、補てん実績を基に試算。
果樹共済の共済金はうんしゅうみかんの主産県4県の被害率の平均値を基に試算。
2 () 内は1戸当たり生産金額に占める割合。

(参考) 品目毎の価格・経営安定対策の概要
(水田・畑作経営所得安定対策以外の対策)

品目	対策名	制度の内容
野菜	指定野菜価格安定対策事業	<p>指定野菜(14品目)の価格が著しく低落した場合、経営に及ぼす影響を緩和</p> $(\text{保証基準価格} - \text{販売価格}) \times 70\text{~}90\%$ <p>計画通りの出荷を行えば+10%</p> <p>平均価格(過去9年の市場価格を基に算出)の90%</p>
	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	<p>特定野菜(34品目)の価格が著しく低落した場合、経営に及ぼす影響を緩和</p> $(\text{保証基準価格} - \text{販売価格}) \times 80\%$ <p>平均価格(過去9年の市場価格を基に算出)の80%</p>
さとうきび でん粉原料用かんしょ	品目別経営安定対策	一定の要件を満たす生産者に対し、生産コストと生産物の販売収入との差に着目して、各年の生産量・品質に基づく交付金を交付
生乳	加工原料乳生産者補給金制度	価格的に不利な加工原料乳(195万トン)に補給金(11.85円/kg)を交付
	加工原料乳生産者経営安定対策	<p>加工原料乳価が下落した場合の経営への影響を緩和</p> $(\text{補てん基準価格} - \text{全国平均取引価格}) \times 8\text{割}$ <p>直近3年の全国平均取引価格の平均</p>
牛肉	肉用子牛生産者補給金制度	<p>肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付</p> <p>生産者積立金の負担割合は、国1/2、県1/4、生産者1/4</p>
	肉用牛肥育経営安定対策事業(マルキン事業)	生産者の拠出と国の助成(1:3)により基金を造成し、収益性が悪化したときに家族労働費と推定所得の差額の8割を補てん
	肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業(マルキン事業補完対策)(20・21年度)	マルキン事業の算定において、粗収益が物財費を割り込んだ場合、マルキン事業の契約生産者に対し、物財費割れの6割を補てん
	肥育牛経営等緊急支援特別対策事業	マルキン事業に参加する生産者が生産性の向上や飼料自給率の向上に資する取組を行った場合にステップ奨励金(出荷1頭当たり1万円)を交付。これに加えて、環境対策の強化、新たな国産牛肉需要の創出及び早期出荷に取り組んだ場合は、アップ奨励金(出荷牛1頭当たり7千円)を交付等
豚肉	肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業	道府県において生産者等自らが実施している肉豚価格差補てん事業について、地域保証価格を引き上げる場合に要する生産者積立金の積み増し原資の一部を国が支援
鶏卵	鶏卵価格安定対策事業	卵価が低落し、補てん基準価格を下回った場合に差額の9割を補てん